

開会の日 令和6年3月22日(金)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	上ヶ吹	豊	孝
副委員長	森		要
委員	野村	勝	憲
委員	井端	浩	二
委員	谷口	敬	信
委員	小笠原	美保	子
委員	佐藤	克	成

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都竹	淳	也
副市長	湯之下	明	宏
環境水道部長	横山	裕	和
環境水道部技術次長兼水道課長	谷口	正	樹
水道課長補佐兼上水道係長	川邊	哲	生
水道課管理係長	白木	大	輔
水道課下水道係長	木村	誠	吾

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡田	浩	和
書記	畠中	みなみ	

◆本日の会議に付した事件

・付託案件審査

議案第44号 飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

・連合審査会開催の件について

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ただいまより第2回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前をお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いをします。

次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

議案第44号 飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第44号、飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

横山環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、議案第44号、飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案の要旨で説明いたしますので、6ページをお願いいたします。今回2つの改正する条例は、それぞれ水道の給水に関して定めた条例と水道の布設工事の基準監督業務に必要な資格基準について定めた条例でございます。

提案理由でございます。水道法の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道法が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

条例の概要でございます。改正の趣旨でございますが、水道に関する水道基準の策定その他の水道整備・管理行政に係る水質又は衛生に関する事務については、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等の活用を図るため、厚生労働大臣から環境大臣に所掌事

務が移管されるものでございます。また、水道整備・管理行政に係る水質又は衛生に関する事務以外の事務については、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤強化を図るため、厚生労働大臣から国土交通大臣に所掌事務が移管されるものでございます。

改正の内容でございます。1点目は、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に定めるもので、第1条の飛騨市水道事業給水条例の第10条、第45条第2項及び第49条第1項を改正するものでございます。2点目は、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるもので、第2条といたしまして、飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の第4条を改正するものでございます。

これらの改正による市民への影響等でございますが、水道整備事業や行政事務の所管の変更であるため、影響はございません。

施行日は、令和6年4月1日でございます。説明は以上です。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（野村勝憲）

現在、水道技術管理者というのは飛騨市に何名いらっしゃるんですか。

□環境水道部技術次長兼水道課長（谷口正樹）

法令で定められました指定講習を受けた受講者で、有資格者は5名おります。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

以上で質疑を終結し、これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました1案件に対する委員会報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

異議なしと認めます。よって、委員会報告の作成については委員長に一任することに決しました。

◆休憩

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前10時05分 再開 午前10時07分 ）

◆再開

●委員長（上ヶ吹豊孝）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆3. 連合審査会開催の件について

●委員長（上ヶ吹豊孝）

総務常任委員会に付託されました、議案第26号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査については本委員会と関連がありますので、会議規則第103条の規定により総務常任委員会と協議し連合審査会を開催して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については総務常任委員会と協議し、連合審査会を開催することに決しました。

次に、審査会の開催日時については別紙申入書のとおり、本日午前11時、協議会室で申し入れたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認め、さよう決しました。連合審査会の開会日時につきましては、決定次第ご通知いたします。

◆閉会

●委員長（上ヶ吹豊孝）

以上をもちまして、第2回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時08分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長      上ヶ吹 豊孝